

武蔵野市多文化共生推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市多文化共生推進プラン（仮称）（以下「多文化共生推進プラン」という。）の策定にあたり、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の検討に資する意見を聴取し、助言を求めるため、武蔵野市多文化共生推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、多文化共生推進プランの策定にあたり、次に掲げる事項について意見を述べ、委員会へ助言する。

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、及び尊重し合い、活躍できる環境の整備を武蔵野市（以下「市」という。）が積極的に図っていくために必要なこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 外国人を支援する団体（市内に所在するものに限る。）の関係者 1名程度
- (2) 外国人を支援する団体の関係者 1名程度
- (3) 学識経験者 2名程度
- (4) 公募市民（日本国籍） 1名程度
- (5) 公募市民（外国籍） 1名程度
- (6) 市職員 1名程度

(会議)

第4条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 2 懇談会の会議は、原則として日本語により行うものとする。ただし、多言語で対応する必要がある場合は、この限りでない。

(意見聴取)

第5条 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、その設置の日から令和5年3月31日までとする。

(謝礼)

第7条 委員（第3条第6号に掲げる委員を除く。）には、懇談会の会議1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

（庶務）

第8条 懇談会の庶務は、市民部多文化共生・交流課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。